

# 商工經濟日誌

## 内國の部

(自昭和五年十二月一日  
至昭和六年二月二十八日)

- 十二月一日(月)** ▲製糸操業全体を決議
- 八日(月)** ▲大藏省證券一億九千萬圓發行方法決定
- 九日(火)** ▲昭和五年十月一日現在朝鮮の現住人口發表
- 十日(水)** ▲十月一日國勢調査による全國失業者の概數發表
- 十一日(木)** ▲昭和五年十月一日國勢調査の内地、朝鮮臺灣、樺太の總現住人口九千三十九萬五千四十一人
- 十二日(金)** ▲政府米買上準備のため山形秋田富山熊本大分に十五ヶ所の倉庫指定
- 十七日(水)** ▲晒粉の限產率四割五分を昭和六年一月も繼續
- 二十二日(月)** ▲内地米買上げ成績發表
- 二十三日(火)** ▲昭和六年一月より鹽及樟腦の賣渡價格引下げ決定
- 二十四日(水)** ▲第五十九回帝國議會召集さる
- 二十六日(金)** ▲第五十九議會開院式行はる
- 三十日(火)** ▲日本銀行兌換券發行高拾五億參百六拾萬九千圓
- 昭和六年**
- 一月六日(火)** ▲五年度對外貿易内地分は入超七千六百貳拾貳萬五千圓を發表
- 七日(水)** ▲兌換券拾參億一千餘萬圓に收縮超壹億六千餘萬圓を發表
- 八日(木)** ▲五年度對外貿易總額(植民地を含む)は入可超壹億六千餘萬圓を發表
- 九日(金)** ▲大藏省證券壹億圓一月十七日入札發行決定
- 十日(土)** ▲大藏省證券發行限度貳億參千萬圓に増額上旬貿易出超七百九萬圓
- 十三日(火)** ▲割引興行債券壹千五百萬圓發行
- 十四日(水)** ▲蘭印商業銀行百五拾萬圓の正貨現送

- 十九日(月) ▲日滿貨物連絡會議東京に開かる  
 二十日(火) ▲中旬貿易百拾六萬圓の入超  
 二十一日(水) ▲昨年の產米實收高六千六百八十萬石を發表

表

- 二十二日(木) ▲横濱中央卸賣市場認可

- 二十六日(月) ▲第七回全國漁業組合大會開かる

- 二十八日(水) ▲第三十三回預金部運用委員會で豆相震災地復資金七百七拾萬圓の融通決定

- 三十一日(土) ▲下旬貿易百貳萬六千圓の入超

- 二月三日(火) ▲鐵道公債四千萬圓の借替發行條件決定

- 四日(水) ▲大津正米市場の許可内定

- 五日(土) ▲第二次大藏省證券八千五百萬圓の入札規定發表

- 十一日(火) ▲砂糖供給組合は二、三月限の耕地白糖五萬ピクル賣出に決定

- 十一日(水) ▲帝國農會の斡旋で海外市場へ見本米送附に決定

- 十六日(月) ▲第二次米買上げの銘柄別數量及價格發表

- 十七日(火) ▲精糧供給組合は三月の供給數を三十五萬ビ

- カルに限定

## 外國の部

- 十二月四日(木) ▲フランスのタルデュ内閣總辭職

- 十一日(木) ▲ニユーヨークに本店を有するユナイテッド・ステーツ銀行休業

- 十三日(土) ▲佛國內閣組織成る

- 十四日(日) ▲米國地方小銀行の預金取付引續き行ばる

- 十八日(木) ▲露國極東財政廳鮮銀ラジオ支店の營業停止を命ず

- 十九日(金) ▲アルセンチン臨時政府組織物の輸入税五

- 十八日(水) 昭和六年度總預算案衆議院を通過す

- ▲日本商工會議所、銀對策を協議す

- 二十日(金) ▲全國煙草小賣人組合總會で利益歩合削減反對決議

- 二十三日(月) ▲東京市に對し融資銀行團は市債千貳參百萬圓引受決定

- 二十五日(水) ▲農林省は第二次米買入不足數量の二十五萬七千石買入方法發表

- 二十六日(木) ▲東米清算米の新格付認可さる

割方輕減の旨公布

二十三日(火) ▲ニューヨーク準備銀行公定割引歩合を二分半より二分に引下

二十九日(月) ▲支那国民政府の自主的關稅税率公表

昭和六年

一月一日(木) ▲英國サウス・ウェルズ十六萬の炭坑夫罷業決行

二月一日(金) ▲フランス銀行は公定割引歩合を二歩半から二分に引下

中米パナマ共和国に革命起る

南米ラジル政府は邦人移民一萬二千人の入國許可

▲獨逸ルール甘炭坑々夫三萬人罷業決行

三月一日(月) ▲スエーデン機械工罷業開始

四月一日(火) ▲ロンドン銀塊相場崩落十四ペソス八分の

五月一日(水) ▲英國紡績業者工場閉鎖を十七日より斷行

六月一日(木) ▲支那英、米、加の間に銀二億オーンスの借款内交渉成立

十五日(木) ▲上海内地間の郵便運賃金建に變更

▲インド帝國銀行七分に一分引上

商工經濟日誌

二十二日(木) ▲スイス銀行公定割引歩合を二歩に變更

▲フランスのステーク内閣瓦解

二十三日(金)

▲チリ國營養種開始

二十四日(土)

▲フランス後繼内閣組織をラバール氏承諾

二十八日(水)

▲カナダ太平洋汽船會社は太平洋週航運貨引下げ決定

二月一日(日)

▲支那国民政府は外國向郵便料金を引上

三月一日(月)

▲銀塊暴落十二ペソス十六分の七示現

四月一日(木)

▲スウェーデン國立銀行は公定歩合を三分に引下

五月一日(木)

▲銀塊失物十一ペソス十六分の十五となる

六月一日(火)

▲勞農聯邦財務人民委員會はループル換算問題に對し四拾錢以下譲渡不可の訓令を發す

七月一日(木)

▲英國綿織業者會議解决す

八月一日(金)

▲英國紡績業者工場閉鎖を十七日より斷行

九月一日(木)

▲メキシコ政府は銀の生產稅を二分に引下

十月一日(火)

▲エチオピア政府は綿布關稅引上決行

十一月一日(木)

▲ベルギ國は富士綿關稅を引下